

新型コロナワクチン4回目接種についての注意事項

新型コロナウイルスワクチン3回目接種から5か月以上が経過し、①60歳以上、または②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する、③重症化リスクが高いと医師が認めた方は、4回目のワクチン接種が行われています。

血友病薬害被害者の方も、4回目のワクチン接種の対象者と考えられますが、②③に該当する場合には、接種券は自治体からは送付されません。原則的に、お住まいの自治体に対して『接種券の発行依頼』をする必要があります。方法は、各自治体によって異なりますので、各自治体のホームページ等でご確認ください。

なお、『血友病薬害被害者の方』で、本院でのワクチン接種をご希望される場合、ワクチン接種ができるよう準備していく所存です。しかしながら、ワクチンのメーカーを選べないこと、ワクチン1バイアルで5～6名分に相当するため、ワクチン有効利用の観点から接種日が限られる可能性があることをご了承ください。

*この件に関するお問い合わせは、広島大学病院エイズ医療対策室までお願いします。

文責

広島大学病院 エイズ医療対策室

藤井輝久

2022年7月8日